

特定健診・特定保健指導

本年4月以降の特定健診等の実施にかかる変更箇所及び請求手続きについては去る4月12日の説明会でご説明させていただいたところですが、その後、多くの医療機関から質問が寄せられました。

つきましては、今般、Q&Aをまとめましたので、ご確認のうえ、円滑な実施に向けご協力をお願いします。

〈血清クレアチニンに関する質問〉

Q1：市町国保の血清クレアチニンの測定について、追加項目か詳細項目かの判断とOCR受診票へのチェックの仕方を教えてください。

A1：血圧または血糖の判定基準該当者は詳細健診として、非該当者は追加健診として実施します。基準に該当の場合はOCR受診票の「血清クレアチニン」の実施理由欄にチェックしてください。

Q2：市町国保の場合、詳細項目の判定基準該当者で血清クレアチニン、eGFRを測定した場合の他の追加項目（尿酸、HbA1c等）の扱いは？

A2：追加項目として、尿酸、HbA1c、尿潜血を測定してください。

Q3：被用者保険の場合、血清クレアチニン測定するかどうか、血圧の基準のみで判断するのか？

A3：採血日に血糖が把握できる実施機関は、血圧または血糖の基準値をもとに、医師の判断により詳細項目として実施してください。採血日に血圧のみしか把握できない実施機関は、血圧の基準値をもとに、医師の判断により詳細項目として実施してください。

Q4：血清クレアチニン測定や心電図検査実施の判断に用いる血圧値とは平均値か？

A4：血圧を2回以上測定した場合、どの値を用いるかの制約はありません。医師の判断で実施してください。

Q5：被用者保険で血圧のみから血清クレアチニンを実施しないと判断した場合、後日、血糖が基準に該当することが判明しても、血清クレアチニンは測定してもらえないのでしょうか？

A5：被用者保険の特定健診では、対応できません。結果説明後、必要に応じて保険診療で行うことになります。

Q6：血圧で詳細健診の基準に該当して血清クレアチニンを測定し、かつ空腹時で血糖を測定した場合、血液検査会社へのオーダー時には、生化学8項目となり、+6点の保険点数となりますが、血液検査会社への支払額が増えるのでしょうか？

A6：血液検査会社への支払額は増えます。（診療報酬点数に準じて変動します。）

〈血糖に関する質問〉

Q7：コーヒーに砂糖を入れて飲んだ場合、食後に該当しますか？

A7：空腹時とは健診前10時間以上、食事をしていない（水以外の飲食物を摂取しない）場合をいいます。こういった紛らわしいケースでは、空腹時と判定せず食後としてHbA1cを測定されるほうがよいでしょう。

Q8：被用者保険で、食後3.5時間以上10時間未満の場合は、随時血糖を測定でよいのでしょうか？

A8：血糖検査は、空腹時血糖またはHbA1cのいずれかの測定が原則です。食後3.5時間以上10時間未満の場合においても、基本的には、随時血糖ではなくHbA1cを測定してください。また、食後3.5時間未満の場合はHbA1cを測定してください。

Q9：市町国保は必ずHbA1cを測定しますが、血糖値も測定するのは空腹時の受診者のみですか？

A9：市町国保では、空腹時であれば、基本項目として空腹時血糖を測定し、HbA1cは追加健診として実施してください。

Q10：被用者保険で、やむを得ず随時血糖を測定する場合とはどのような場合をいいますか？また数値はどこに記入するのですか？

A10：「やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定せず、随時血糖を測定する場合」とは、対象者が、HbA1cの最近の検査結果が明らかで、健診においてHbA1c検査を行う必要がないと判断される者が、食事を摂取した上で健診を受診し、食直後を除く空腹時以外に採血を行う場合などが想定されます。

食後10時間未満の場合において、基本的にはHbA1cを測定してください。

なお、随時血糖を測定した場合は、OCR受診票の食後時間の「3.5時間以上10時間未満」の欄にチェックを入れてください。

Q11：被用者保険の場合、尿検査での尿潜血の実施とOCR受診票への記入は不要か？

A11：尿潜血は、被用者保険の健診項目にはありませんので実施しないでください。OCR受診票への記入は不要です。

〈心電図検査に関する質問〉

Q12：医師の判断で、心電図検査が実施できますか？

A12：詳細項目として心電図検査を実施するためには、不整脈が問診または診察で疑われるか、または当該年度の健診時の血圧基準に該当することが必要です。「胸痛症状」の場合、不整脈症状と判断されれば実施可能ですが、そうでなければ、健診で心電図検査は実施できません。

なお、大津市、野洲市、甲賀市、高島市は、経過措置として前年度健診結果から、心電図実施基準該当者かどうかを受診券に表示されていますので、医師の判断により実施してください。詳細項目として心電図検査を実施した場合は、OCR受診票の実施理由欄にチェックをしてください。

〈セット券・保健指導に関する質問〉

Q13：保健指導を受託していない健診機関（保健指導は非登録の施設）に、セット券を持参し、特定健診のみ希望された方は？

A13：特定健診のみ実施ください。セット券は受診券として取扱い、健診機関が回収し、少なくとも請求額が支払われるまで保管してください。健診の結果、階層化により保健指導の対象者に選定された場合、後日、保険者から対象者に対して、特定保健指導利用券が送付されます。

Q14：保健指導を受託していない健診機関（保健指導は非登録の施設）に、セット券を持参し、保健指導も希望された場合の健診は？

A14：来院時点で保健指導対象者かどうかは判断できませんので、健診のみ実施してください。健診後保健指導対象者となった場合は、特定保健指導を受けるように利用勧奨をしていただきますようお願いいたします。

Q15：セット券を持参した健診当日初回面接希望の受診者で、特定保健指導の対象者となった者に対して初回面接の実施日が後日になってもよいか？

A15：健診当日とは、採血日および結果説明・結果通知日を言います。そのため、健診当日初回面接実施のケースは、①初回面接を健診当日（採血日）に分割1回目（分割実施の前半）を実施し、後日に分割2回目（分割実施の後半）を行うケースと、②結果説明日に初回面接全てを行うケースが考えられます。

※初回面接を、採血日または結果説明・結果通知日には実施せず後日となる場合、

1) 被用者保険では、セット券により保健指導を実施することはできません。保険者から対象者に送付される特定保健指導利用券に基づいて実施する必要があります。

2) 市町国保では、これまでの市町との契約に基づく『特定健診「結果説明」と特定保健指導「初回面接」の同日または予約実施』の仕組みは本年度も継続しますので、予約により後日に初回面接を実施することができます。

なお、健診当日初回面接の分割実施は、分割実施が可と回答した健診・保健指導機関でのみ実施が可能です。しかし、動機付け支援のみを受託する保健指導機関において、採血日に積極的支援か動機付け支援かの判断ができないため、

ア) 被用者保険では、原則、受診者に結果通知表を郵送により結果説明を行うことになっているため、契約上、セット券により健診当日初回面接を実施することはできません。動機付け支援のみ受託の保健指導機関が被用者保険の特定保健指導を実施する場合、「特定保健指導利用券」が必要です。

イ) 市町国保では、健診結果がすべて揃い、動機付け支援の対象と確認できた場合に、結果説明日において初回面接を実施することになります。

Q16：健診当日初回面接（分割実施の前半のみ）を実施したいのですが、可能ですか？

A16：初回面接を分割して実施する場合、前半のみの実施はできません。分割実施をする場合でも、初回面接全てを実施する必要があります。なお、市町国保においては、「初回面接のみ（動機付け

支援、積極的支援)」の受託が可能ですので、希望される医療機関は手続き方法を県医師会にお問い合わせ下さい。

Q17：健診当日初回面接を分割で行う場合、結果説明は健診当日（採血日）に判明した分のみでよいでしょうか？

A17：まず健診当日（採血日）は、受診者に対して積極的支援該当、動機付け支援該当のどちらかになることを伝え、保健指導の利用が望ましいことを勧めてください。そして、健診当日（採血日）に把握できる情報を受診者に通知するとともに、得られた情報に基づき医師等が初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成します。結果説明は全ての健診結果がそろった後に医師が総合的な判断を行ったうえで、その後、初回面接の分割2回目（分割実施の後半）を行います。初回面接の分割2回目では、専門職が本人に電話等を用いて相談しつつ、該当行動計画を完成します。

Q18：セット券を発行し、健診当日初回面接を委託する6市以外の市町国保の受診者にも、健診当日初回面接を実施できますか？

A18：委託を受けていないため、採血日に初回面接は実施できません。しかし、これまでの市町との契約に基づく『特定健診「結果説明」と特定保健指導「初回面接」の同日または予約実施』の仕組みは本年度も継続しますので、結果説明日または予約日に初回面接を実施することができます。なお、セット券を発行する6市の場合で、予約により後日初回面接を実施した場合、セット券に記載の受診券整理番号で初回面接の費用を請求することができますが、健診結果データに「健診当日に初回面接実施」の旨を電子化して報告する必要があります。

Q19：保健指導の実績評価時期について、3か月後でも可能とのことですが、従来どおり6か月後でもよいですか？

A19：保健指導プログラムで、実績評価時期について3か月間でも可能と認められました。6か月後の評価でも問題ありません。

〈その他〉

Q20：市町国保のOCR票の電話番号の記入は未記入でもよいですか？

A20：電話番号の記入は必須ではありませんが、受診券に受診者本人が電話番号を記入した場合は、OCR受診票への転記にご協力願います。

お知らせ

特定健康診査等を実施するに当たっての各種届出について

滋賀県医師会

医療法人化や開設者変更、移転開設等により保険医療機関コードが変更になった場合や、新たに特定健診・特定保健指導機関として登録をされたい場合の届出については、下記のとおりですのでご留意ください。

記

1. 年度途中で新たに集合契約に参加されたい機関について

主として新規開業等の医療機関が該当します。但し、年度途中で新たに集合契約に参加するためには「医療保険者との集合契約」に係る変更契約締結月（6月、9月、12月の年3回）までに届出書等を本会宛てに提出していただく必要があります。届出書等の提出期日は、当該月（6月、9月、12月）の10日必着でお願いします。

2. 契約内容の変更を行う必要のある機関について

保険医療機関コードや医療機関名称・所在地について変更になった医療機関が該当します。

該当する医療機関は変更届等を毎月10日までに本会宛てに提出してください。届出期日に間に合わない場合は、原則として翌月受付の扱いにさせていただきます。

☆該当する医療機関は、滋賀県医師会（特定健診・特定保健指導担当）までお問い合わせください。

届出用紙等や、本会ホームページにて機関情報を公開するための「特定健診・特定保健指導実施機関情報」に係る所定用紙をお送りいたします。